



令和元年6月発行

- 1面：特定健診のご案内、令和元年度予算、新元号への読み替え、ジェネリック医薬品についてなど
2面：所得申告と国保税、軽減判定所得の変更、納税通知書と計算方法など
3面：国保税の年金からの支払いについて、りきゅう券交付要件、限度額認定証についてなど

4月から特定健診が始まります

対象：
40～74歳 — 国が定めた年に一度の健康診断です。必ず受けてください。—

2通りある特定健診の受け方の流れ

医療機関で受診する

STEP① 医療機関を選ぶ

STEP② 電話で予約する

STEP③ 受診する

- 現在通院中の方も特定健診受診の対象者です
- 健診当日は「保険証」をお持ちください
- 医療機関一覧表と集団日程表は3月に送付した「保険証」に同封しています

集団健診で受診する

STEP① 日程を選ぶ

STEP② 受診する

すべての方

対象になった方

トク得クーポンを使う

健診を受けた方にはトク得クーポン券をお渡しします。

「特定健診等トク得応援隊」に登録されているお店に提出するとお得な特典を受けることができます。

保健指導

保健指導の対象となった方には、後日案内を送ります。

保健指導は、生活習慣によって引き起こされる怖い疾患から、あなたを守るために生活改善プログラムです。

※保険証は特定健診受診券を兼ねています。

有効期限	平成〇〇年〇〇月〇〇日
記号	〇〇番号 〇〇〇〇
発効期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
氏名	国保花子
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 性別 女
一部粗急料の割合	〇割
つづり	
交付年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
済用開始年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
世帯主氏名	国保太郎
住所	鹿児島市〇〇町〇〇番〇〇号
登録課番号	191 99999999
※この場合は、保険証は受取券を兼ねています。利用者は、年齢40歳以上の人が、被扶養者無料です。	
保険料	鹿児島市山下町11番1号 交付年月 鹿児島市

注目!

自己負担は0円！

個人で受けると約1万円かかる検査を、鹿児島市国保の方は、無料で受けられます。



特定健診で分かる生活習慣病

糖尿病

脂質異常症

高血圧症

腎臓の障害

肝臓の障害

など

令和元年度 国民健康保険事業特別会計 当初予算

令和元年度 予算のポイント

【歳出】医療技術の高度化や高齢化の進展などにより、保険給付費は前年度に比べ19.2億円(4.2%)増加しています。

【歳入】保険税軽減等のため、引き続き一般会計から法定外繰入金23.5億円を補てんしています(被保険者1人当たり約19,000円)。

◎国保財政健全化計画(平成30年3月策定)

「医療費適正化対策」及び「収納率向上対策」などの諸施策に取り組んでいます。

- 被保険者(加入者)の疾病、負傷、出産又は死亡に関する保険者負担の費用
 - ・療養給付費
 - ・高額療養費
 - ・出産育児一時金 等
- 県全体の国保事業に要する費用に充てる県への納付金
- 総務費 保健事業費等 その他/9.2億円(1.4%)

【歳出】 予算額657.9億円

保険給付費
479.9億円(72.9%)

国保事業費納付金
168.8億円(25.7%)

【歳入】

国保税97.0億円(14.7%)

県支出金
489.4億円(74.4%)

一般会計繰入金69.5億円(10.6%)

●加入者の皆さんからの税(平成21年度以降、国保税率は据え置き!!)

●県が市に出すお金(県の財源は、国や社会保険診療報酬支払基金のほか、市町村からの国保事業費納付金等)

●一般会計からのお金【法定内繰入金】国からの補てん(46.0億円)(低所得者に対する保険料軽減分等)
【法定外繰入金】本市独自の補てん(23.5億円)(被保険者の保険税軽減等のため)

その他/2.0億円(0.3%) ●諸収入など

新元号への読み替え

保険証や納付書等の元号表記が旧元号(平成)になっているものについては、新元号(令和)に読み替えて、そのままご使用ください。

ジェネリック医薬品について

ジェネリック医薬品とは、先発医薬品の特許期間が切れたあと、品質、有効性、安全性が同等であると厚生労働大臣の承認を受け製造・販売されている医薬品のことで、価格は先発医薬品の2割～7割程度と低価格です。

- ジェネリック医薬品に切り替えると、薬局での薬代が安くなり、医療費も削減できます。
- ジェネリック医薬品に切り替えるときは、医師や薬剤師へご相談ください。

風しんの抗体検査と予防接種

対象者には、鹿児島市からクーポン券を送付する予定です。クーポン券が届いた方は、抗体検査・予防接種を受けてください。

<風しんの抗体検査・予防接種についての問い合わせ先>

鹿児島市保健所 保健予防課 感染症対策係
電話:099-803-7023

所得申告と国保税

令和元年度の国保税は、加入者の平成30年中(1月～12月)の所得に基づいて計算されます。

所得がなかった人や障害・遺族年金のみを受給され、扶養親族等になっていない人なども必ず市民税課及び各支所税務課で市県民税の申告をしてください。

(申告することで国保税や高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。)ただし、次に該当する人は申告不要です。

①税務署に所得税の確定申告書を提出する人(所得税と異なる課税方式を選択する場合を除く)、または給与収入(所得)のみで勤務先から鹿児島市に給与支払報告書を提出してある人

②公的年金等(障害・遺族年金を除く)のみを受給している65歳以上(昭和29年1月1日以前生まれ)の人で、平成30年中の支給額(複数の年金を受給している人はその合計額)が151万5千円以下の人

③平成30年中に所得がなく、年末調整や所得申告などで同一生計配偶者や扶養親族になっている人
(鹿児島市外の親族から税金上の扶養となっている人は申告が必要です。)

※納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』の基準総所得額欄が「未申告」と表示されている人は申告が必要です。

倒産・解雇等による離職者に対する特例措置(軽減措置)

次のすべての要件に該当する人は、申告により総所得金額のうち給与所得を100分の30にして国保税を課税する特例措置(最長2年間)が受けられます。
また、この申告により高額療養費の自己負担限度額及び入院時の食事代などが減額される場合があります。

①離職日時点において65歳未満の人

②雇用保険受給資格者証の離職理由の番号が11・12・21・22・23・31・32・33・34に該当する人

【申告に必要なもの】雇用保険受給資格者証(原本)、認印、申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本(マイナンバーカード、運転免許証またはパスポートなど)、特例対象被保険者及び世帯主のマイナンバーを確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カードなど)

※雇用保険受給資格者証の交付を受けたら、早めに申請してください。

※特例措置が適用されている場合は、納税通知書右側下段の『被保険者の資格状況・内訳』に「離」と表示されています。

国保税の減免制度

次のいずれかに該当し、納付が困難と認められる場合には、納期限までに申請することにより国保税が減免されることがありますので、お早めにご相談ください。

①前年の世帯の合計所得金額の合算額が600万円以下で、倒産・解雇等による失業(定年退職・自己都合退職は除く)、休・廃業や疾病・負傷等により、前年に對し本年の世帯の合計所得金額の合算額の見積額が10分の7以下となる場合

※上記『倒産・解雇等による離職者に対する特例措置』を受けている人であっても、この減免制度の併用により国保税がさらに減額となる場合がありますのでご相談ください。

②前年の世帯の合計所得金額の合算額が1,000万円以下で、住宅等が災害により損害を受け、その損害額(保険金等で補てんされるべき金額を除く)が住宅等の価格の10分の3以上の場合

③自己債務弁済者または連帯債務弁済者となり、その債務弁済のために土地または家屋を売却し、その後も弁済に追われている場合

④東日本大震災による原発事故に伴い、国による避難指示等の対象区域の人が本市国保の納税義務者となった場合など

※減免申請には、国保加入者全員と擬制世帯主及び特定同一世帯所属者の前年中の所得申告が必要です。

後期高齢者医療制度への移行に伴う緩和措置

※旧被扶養者の減額措置が令和元年度から変更になりました

次のいずれかに該当する場合は、国保税について緩和措置が適用されます。他市町村で下記の緩和措置を受けていた人が転入により本市国保に加入した場合、引き続き緩和措置を受けられる場合があります。(転入前の市町村で『異動連絡票』が交付されますので、国保担当窓口に提出してください。)

①国保から後期高齢者医療制度へ移行する人が同一世帯内にいる場合

法定軽減措置において、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定を行い、世帯内の国保加入者が1人の場合、移行後5年間は平等割額の2分の1を、6年目から8年目までの期間は4分の1を減額します。(介護料付金課税額を除く)

※適用されている場合は、納税通知書右側下段の『平等割額の緩和状況』に「○」または「○」と表示されています。

②被用者保険から後期高齢者医療制度へ移行される人の被扶養者(旧被扶養者)の場合

被用者保険(職場の健康保険等)の本人が後期高齢者医療制度へ移行することにより、その被扶養者から国保加入者となった65歳以上の人(旧被扶養者)については、申請により所得割額の全額を減額し、7割・5割の法定軽減世帯を除く世帯は均等割額の2分の1を、旧被扶養者のみで構成される世帯はさらに平等割額の2分の1を減額します。(均等割額・平等割額の減額は、資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間適用となります。)

※申請は加入した年度のみで翌年度以降は自動継続されます。

国保税の納付方法

納期内に国保税の納付が無ければ、督促手数料や滞納金が加算され、その後も滞納が続くと、差し押さえ等の滞納処分を行います。

(1)普通徴収(納付書や口座振替で納める方法)の場合 ⇒ 6月～翌年3月の年10回払い

①年間を通じて加入者がいる場合

年間(12ヶ月分)の国保税を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までに分けて納付していただきます。

②加入者が年度途中に75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、国保加入者が1人もいなくなる場合

加入期間(誕生日前月まで)の国保税を誕生日前月までに設定された各納期に納付していただきます。

③加入者のうち1人が75歳に到達して後期高齢者医療制度へ移行し、他の人は翌年3月まで国保加入の場合

それぞれの加入者の加入期間に応じた国保税(合算額)を6月(第1期)から翌年3月(第10期)までの年10回に分けて納付していただきます。

※納期を納税通知書右側上段『各期別納付額』に、加入期間を納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に表示しております。

(2)特別徴収(年金からの差引き)の場合 ⇒ 4・6・8・10・12・翌年2月の年6回払い

世帯内の国保加入者全員が65歳以上75歳未満であり、世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合、世帯主の年金から、その世帯の国保税を特別徴収することになります。ただし、次のような場合は特別徴収の対象となりません。(前年度が特別徴収であっても納付書等で納めていただくことになります。)

①年度途中に世帯主が75歳に到達する場合

②擬制世帯主(国保加入者でない世帯主)の世帯

③支払回数割(6回)の介護保険料(世帯主分)と国保税(世帯分)の合算額が、1回の年金受給額の2分の1を超える場合

※複数の年金を受給している場合は、受給額の多い年金から特別徴収するのではなく、あらかじめ定められた優先順位に基づき特別徴収する年金が決められます。

※申し出により納付方法を口座振替へ変更できます。

※新規に特別徴収が始まる人に対しては、事前に『特別徴収(年金差引き)予定』の案内を送付しますのでご確認ください。

※世帯の状況等によっては、年税額を(1)普通徴収と(2)特別徴収で併せて徴収(併用徴収)する場合があります。

令和元年度 法定軽減措置(申請不要) ※軽減判定所得が令和元年度から変更になりました

前年中の世帯の総所得金額等の合算額(軽減判定所得)が次の表に掲げる金額以下の場合には、均等割額と平等割額が2割・5割・7割減額されます。(均等割額・平等割額については下記の「令和元年度 国保税納税通知書及び計算方法」をご覧ください)

※表中()書きは前年度の軽減判定所得

	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	軽減判定所得の計算式
2割軽減	84万円 (83万円)	135万円 (133万円)	186万円 (183万円)	237万円 (233万円)	288万円 (283万円)	339万円 (333万円)	33万円 + (51万円 × 被保険者数)
5割軽減	61万円 (60万5千円)	89万円 (88万円)	117万円 (115万5千円)	145万円 (143万円)	173万円 (170万5千円)	201万円 (198万円)	33万円 + (28万円 × 被保険者数)
7割軽減				33万円			33万円

※法定軽減が適用されている場合は、納税通知書右側中段の『法定軽減(均等割額及び平等割額)の状況』に軽減割合が表示されています。

- 軽減判定の注意点**
- * 賦課期日(平成31年4月1日、年度途中で加入された世帯は加入日、世帯主変更があった場合は変更があった日)現在の状況で判定します。
(年度途中に加入者の増減があっても再判定されません。)
 - * 摘制世帯主(国保加入者でない世帯主)の所得も含めて判定します。
 - * 国保から後期高齢者医療制度へ移行した人(特定同一世帯所属者)の所得及び人数も含めて判定します。
 - * 平成31年1月1日現在65歳以上で公的年金等に係る所得のある人は、その所得から15万円控除した額で判定します。
(所得割額の計算に用いる所得額は、控除前の額を適用)
 - * 事業専従者給与(控除)は事業主の所得に繰り戻して判定します。
 - * 譲渡所得による特別控除がある場合は、特別控除前の額で判定します。
(所得割額の計算の際に用いる所得額は、特別控除後の額を適用)
 - * 法定軽減措置は、世帯の国保加入者全員と摘制世帯主及び特定同一世帯所属者が前年中の所得申告をした場合に自動的に判定されます。

令和元年度 国保税納税通知書及び計算方法

同封されている納税通知書は、納税義務者である世帯主(世帯主が国保加入していない場合でも納税義務者となります。)宛てとなっております。年間国保税額・加入者氏名・加入期間などが記載されていますので内容をご確認ください。

1世帯あたりの国保税は、その世帯における加入者の人数及び平成30年中の所得に基づき、基礎課税額・後期高齢者支援金等課税額・介護納付金課税額(40歳以上65歳未満の人)ごとに計算し、これらを合計した金額となります。

(1)令和元年度の国保税は次の計算式で求めます。 [] 内は基準総所得額

基礎課税額	国保加入者の平成30年中の 総所得金額等	-	33万円 基礎控除	×	8.0%	=	所得割額 (有所得者毎)	①	A(①+②+③) 年間基礎課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額61万円
	国保加入者数	×	21,000円	=	均等割額	②	均等割額	⑤	
	1世帯につき		23,300円	=	平等割額	③	平等割額	⑥	
後期高齢者 支援金等課税額	国保加入者の平成30年中の 総所得金額等	-	33万円 基礎控除	×	2.6%	=	所得割額 (有所得者毎)	④	B(④+⑤+⑥) 年間後期高齢者 支援金等課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額19万円
	国保加入者数	×	6,200円	=	均等割額	⑤	均等割額	⑥	
	1世帯につき		7,100円	=	平等割額	⑥	平等割額		
介護納付金課税額 (40歳以上 65歳未満の 人)	国保加入者の平成30年中の 総所得金額等	-	33万円 基礎控除	×	2.4%	=	所得割額 (有所得者毎)	⑦	C(⑦+⑧+⑨) 年間介護納付金課税額 (100円未満切捨て) ※課税限度額16万円
	国保加入者数	×	7,400円	=	均等割額	⑧	均等割額	⑨	
	1世帯につき		6,400円	=	平等割額	⑨	平等割額		

$$A + B + C = \text{令和元年度の年間国保税額}$$

(2)地方税法施行令の一部改正に伴い、国保税条例を改正し、令和元年度の課税限度額を引き上げました。

課税限度額	基礎課税額	後期高齢者支援金等課税額	介護納付金課税額
	58万円 ⇒ 61万円	19万円(変更なし)	16万円(変更なし)

! 納税通知書右側下段『被保険者の資格状況・内訳』に国保加入者の氏名等を記載しております。
職場の健康保険に加入された人は、脱退手続きが必要となります。

手続きに必要なもの

- 職場の健康保険証(該当者全員分・写し可)
- 国民健康保険証(該当者全員分)
- 手続きを来る人の本人の確認ができるもの(運転免許証等の顔写真付き公的の身分証明書)
- 世帯主及び脱退する人のマイナンバーがわかるもの(マイナンバーカードなど)

特別徴収から口座振替へ納付方法を変更できます

現在、国保税が特別徴収（年金からの差引き）となっている人、または、これから特別徴収される可能性のある人のうち、特別徴収を希望されない人については、申し出により納付方法を口座振替に変更できます。

◇ 留意事項

- ① 特別徴収での納付を希望される場合は、手続きの必要はありません。
- ② これから特別徴収される可能性のある人には、事前に案内文書を送付します。（案内文書到着前の申し出は受け付けておりません。）
- ③ 年金特徴から口座振替への納付方法変更の申し出は、電話でも受け付けています。
- ④ 金融機関等で口座振替の申し込みをされただけでは特別徴収は停止されません。必ず市役所本庁国民健康保険課または各支所国保担当へ申し出てください。
- ⑤ 口座振替の申し込みをいただいたのち、金融機関に通帳届出印等の照会を行います。通帳届出印と申請書に押印された印が異なる場合や、その他書類に不備があった場合は口座振替への変更が遅れる場合がありますのでご了承ください。
※特別徴収停止月及び口座振替開始月は、口座振替申込書が右記の申出日までに市役所へ到着し、当該申込書に不備がなかった場合のみ適用されますのでご注意ください。

◇ 特別徴収停止月・口座振替開始月一覧表

申出日	特別徴収停止月	口座振替開始月
令和元年5月7日(火)～ 令和元年7月31日(水)	令和元年10月分	令和元年10月
令和元年8月1日(木)～ 令和元年9月30日(月)	令和元年12月分	令和元年12月
令和元年10月1日(火)～ 令和元年11月29日(金)	令和2年2月分	令和2年2月
令和元年12月2日(月)～ 令和2年1月31日(金)	令和2年4月分	令和2年6月
令和2年2月3日(月)～ 令和2年3月31日(火)	令和2年6月分	令和2年6月
令和2年4月1日(水)～ 令和2年4月30日(木)	令和2年8月分	令和2年6月

国民健康保険の一部負担金の減免

災害を受けた場合、事業又は業務の休廃止、倒産・解雇等による失業（定年退職、自己都合などによる退職は除く）、疾病、負傷などによる場合で、申請月の世帯収入が前年同月に比べ7割以下に激減した場合、申請月から3ヶ月以内の期間、医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担額（医療費の2割～3割）が減免される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

はり、きゅう施設利用券交付対象者の変更について

はり、きゅう施設利用券の申請前に特定健診を受けてください。

【交付要件】

- ・納期到来分の保険税完納世帯であること
- ・40歳以上の方は、特定健診を平成29年度から令和元年度のうち少なくとも一度受診していること（令和元年度から要件として追加しました）
- ※職場健診や人間ドック、医療機関での血液検査等を特定健診に代えることができます。はり、きゅう施設利用券の交付申請時に検査結果をお持ちください。

第三者行為による傷病届について

交通事故や傷害、犬咬みなど第三者の行為によって受けた傷病の医療費は、原則として加害者が負担することになりますが、業務上や通勤災害によるものでなければ、国民健康保険証を使って診療を受けることができます。

ただし、その場合には必ず「第三者行為による傷病届」を国民健康保険課に提出してください。（届出により、加害者に代わり市が保険給付割合分の治療費を立て替えて支払い、後日、市が立て替えた分を加害者へ請求します。）

限度額適用認定証について

入院するときや高額な外来診療を受けるとき、申請により交付される限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は限度額適用・標準負担額減額認定証）を医療機関などの窓口に提示することで、同一医療機関（入院・外来別、医科・歯科別）での同一月の保険内の支払いが自己負担限度額までとなります。（市民税非課税世帯の人は、食事代も減額されます。）

※保険税に滞納がある世帯の人は交付を受けられない場合があります。

※70歳以上75歳未満で次の世帯の人は保険証が認定証を兼ねることになるため申請は不要です。

- (1) 保険証の負担割合が2割負担で市民税課税世帯の人
- (2) 保険証の負担割合が3割負担で市民税課税所得が690万円以上の世帯の人

【申請に必要なもの】

- ・療養を受ける人の保険証の原本
- ・申請に来る人の公的機関から発行された顔写真付きの身分証明書の原本（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）及び印鑑
- ・療養を受ける人及び世帯主のマイナンバーが確認できる書類（マイナンバーカードまたは通知カードなど）
- ・世帯主以外の人が申請に来る場合は、委任状や世帯主の保険証など、世帯主が代理人を指定した事実を確認できる書類（その世帯主と同一世帯に属する人が申請に来る場合は不要）
- ※認定証の有効期限は7月31日まで（70歳になる場合等を除く）となり、8月以降の認定証が必要な人は再度申請が必要となります。

【事前申請について】

7月に8月以降の認定証の事前申請受付を行います。（申請に必要なものは上記のものと同様です。）

事前申請をされた認定証については、8月中旬までに郵送します。（8月以降に申請された場合は、窓口交付となります。）



国保に関するお問い合わせは

国保のすがた

本 庁 国民健康保険課 別館1階3番窓口 国保の加入・脱退、給付については 給付係 ☎(直通) 216-1228 特定健診・保健指導については 保健事業係 ☎(直通) 808-7505 国保税の計算・内容については 賦課係 ☎(直通) 216-1229 国保税の納付・納税相談については 納税係 ☎(直通) 216-1230 国保の財政については 庶務係 ☎(直通) 216-1227	吉 田 支 所 総務市民課市民係 ☎(直通) 294-1212 桜 島 支 所 桜島総務市民課市民係 ☎(直通) 293-2347 // 東桜島総務市民課 ☎(直通) 221-2111 喜 入 支 所 総務市民課市民係 ☎(直通) 345-3754 松 元 支 所 総務市民課市民係 ☎(直通) 278-2114 郡 山 支 所 総務市民課市民係 ☎(直通) 298-2113 サンサンコールかごしま ☎(直通) 808-3333 市ホームページアドレス http://www.city.kagoshima.lg.jp/	世 帯 数： 79,143世帯 被保険者数： 121,195人 (平成31年3月末現在)
谷 山 支 所 市民課国民健康保険係 伊 敷 支 所 総務市民課市民係 吉 野 支 所 総務市民課市民係	☎(直通) 269-8414 ☎(直通) 229-2115 ☎(直通) 244-7284	